

いじめ防止基本方針



北海道恵庭北高等学校

< 目次 >

1	学校いじめ防止基本方針	...	P	1
2	いじめの定義	...	P	1
3	いじめに対する基本的な考え方	...	P	1
4	いじめの構造・態様・動機			
	(1) いじめの構造	...	P	1
	(2) いじめの態様	...	P	2
	(3) いじめの動機	...	P	2
5	いじめ防止の指導体制			
	(1) いじめ防止対策委員会の設置	...	P	2
	(2) 日常の指導体制	...	P	4
	(3) 緊急時の体制	...	P	5
	(4) いじめの防止	...	P	6
6	いじめの早期発見			
	(1) 教職員と生徒との信頼関係の構築	...	P	7
	(2) 定期的ないじめアンケート調査	...	P	7
	(3) 教育相談の実施	...	P	7
	(4) 情報の共有	...	P	7
7	いじめへの対応			
	(1) 初期段階の事実確認	...	P	7
	(2) 事実確認の留意点	...	P	8
	(3) 校内の指導・協力体制の確立・充実	...	P	8
	(4) 生徒への対応	...	P	8
	(5) 保護者への対応	...	P	8
	(6) 関係機関との連携	...	P	9
	(7) 校長による懲戒	...	P	9
8	インターネットによるいじめへの対応			
	(1) ネットいじめの定義	...	P	9
	(2) ネットいじめの態様	...	P	9
	(3) ネットいじめの防止	...	P	10
	(4) ネットいじめへの対処	...	P	10
9	重大事態への対応			
	(1) 重大事態とは	...	P	11
	(2) 重大事態時の学校の対応	...	P	11
別紙1	いじめのサインチェックリスト（学級担任等）	...	P	12
別紙2	いじめアンケート	...	P	13

北海道恵庭北高等学校「学校いじめ防止基本方針」

令和 6 年(2024 年)1 月 25 日改訂

令和 4 年(2022 年)4 月 1 日改訂

平成 26 年(2014 年)4 月 1 日策定

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

文部科学省で実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果では、いじめの認知件数は顕著に増加しており、また、「いじめの発見のきっかけ」について、「アンケート調査など学校の取組により発見」したもの等の割合が増加していることから、学校におけるいじめの実態把握の取組の充実が図られた結果と考えることができる。

本校におけるいじめ問題については、これまで本校独自で実施している「学校生活全般といじめに関するアンケート」によるいじめの早期発見・早期解消の取組や必要な情報の共有化、全校集会や生徒指導部通信での「教育長メッセージ」の公表による啓蒙活動の推進、「いじめ根絶！メッセージコンクール」の標語部門及びポスター部門への応募参加による意識付け等を組織的に実施してきた。

しかしながら、アンケートの結果において、本校におけるいじめの態様として「悪口や陰口を言われる」、「メール等による誹謗・中傷」、「無視される」等があげられ、このことで深く傷つき、悩んでいる生徒もいることから、本校として、いじめから一人でも多くの生徒を救い、生徒が意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を充実させる必要がある。

そのために、全校的な教育相談体制やいじめに対する指導体制の推進、保護者や地域との連携による安全・安心な教育活動の推進に努め、生徒の自己教育力を育てるとともに、生徒が自他の人格を尊重し、互いに協力し合える人間を育成することが大切である。

本校のすべての教育活動の中で、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見・早期解消に取り組むとともに、いじめを認知した場合、適切かつ迅速に解決するための「北海道恵庭北高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめに対する基本的な考え方

以下の認識のもとに、教職員は在籍生徒の保護者、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

- ・「いじめは決して許されない」
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題である」

4 いじめの構造・態様・動機

(1) いじめの構造

- (ア) いじめる生徒（支配する生徒）
- (イ) いじめられる生徒（支配される生徒）
- (ウ) 観衆（はやし立てる生徒）
- (エ) 傍観者（見て見ぬふりをする生徒）

(2) いじめの態様

(ア) 言語的ないじめ

- (例) a 本人の嫌がるあだ名で呼ぶ。
b 身体や動作について、不快な言葉を用いて悪口を言う。
c 冷やかしたり、からかったりする。

(イ) 身体的ないじめ

- (例) a わざとぶつかったり、通るときに足をかけたりする。
b 肩パンチをしたり、プロレスごっこや武術の技などの練習台にする。
c たたく、殴る、蹴る、つねる等の暴力を振るう。
d 靴に画鋲やガムを入れる。
e 衣服を脱がせたり、髪の毛を切ったりする。

(ウ) 社会的ないじめ

- (例) a 仲間はずれにしたり集団で無視をする。また、仲間はずれにするように第三者に働きかける。
b 恐喝、たかり、物を売りつける。ゲームソフトなどを「借りる」と称して返さない。
c 持ち物を盗んだり、隠したり、落書きをしたり、捨てたりする。
d 使い走りをさせたり、万引きやかつあげを強要したり、登下校時に荷物を持たせたりする。
e 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせる。
f スマートフォンやパソコン等で掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せる。

(3) いじめの動機

- (ア) 嫉妬心（相手を妬み、引きずりおろそうとする）
(イ) 支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
(ウ) 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
(エ) 同調性（強い者に追従する、数の多い側に入りたい）
(オ) 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
(カ) 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
(キ) 欲求不満（いらいらを晴らしたい）

5 いじめ防止の指導体制

(1) いじめ防止対策委員会の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

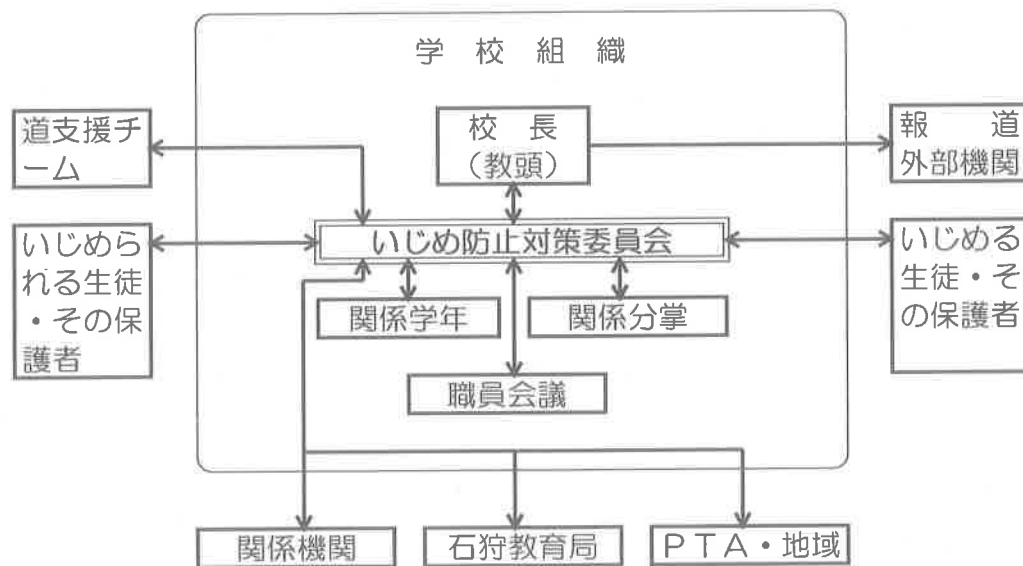
ア 委員会の構成員

- (ア) 教頭
(イ) 生徒指導部長
(ウ) 教育相談部長
(エ) 図書情報部ネットワーク担当者
(オ) 各学年主任
(カ) 養護教諭
(キ) 該当生徒担任
(ク) その他の関係者（スクールカウンセラー、学校評議員、医師、保護者の代表など）

イ 委員会の役割

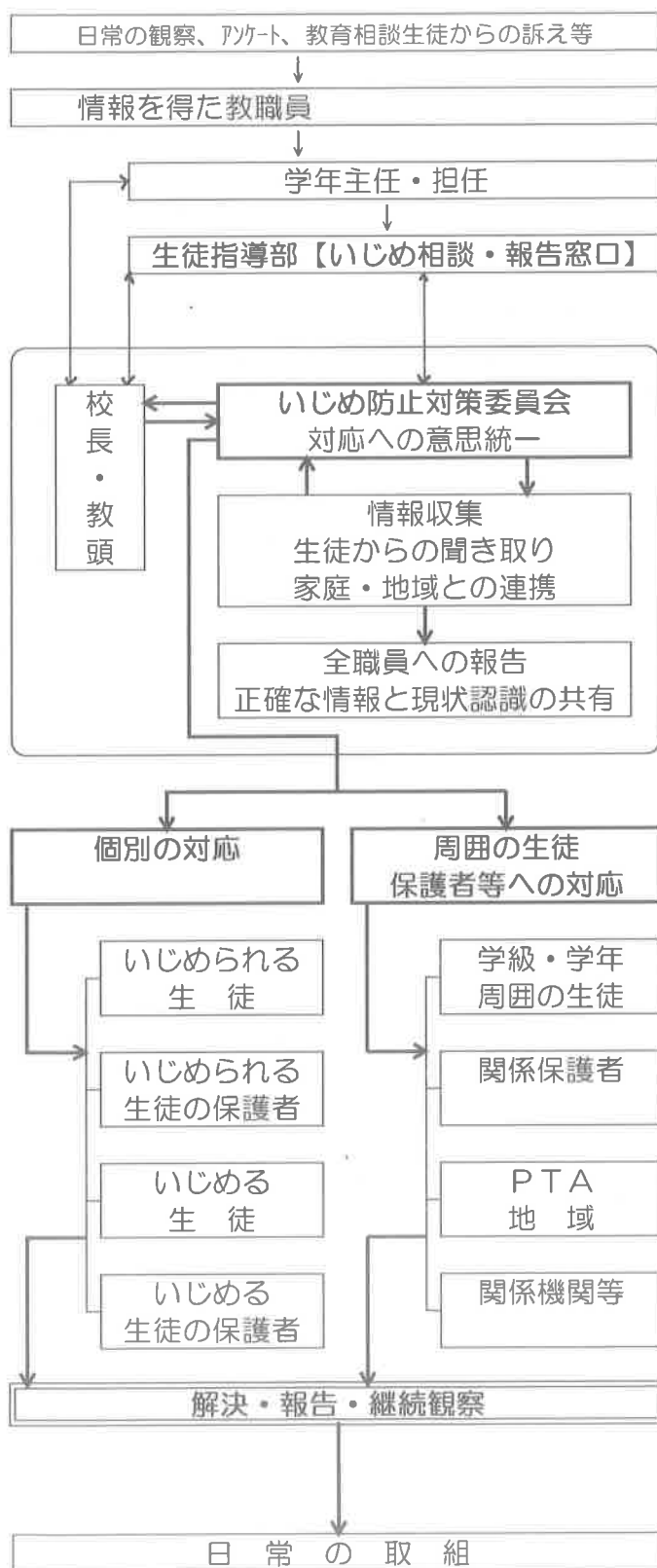
- (ア) いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- (イ) いじめの相談・通報の窓口
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録
- (エ) いじめの疑いに係る情報があった場合の緊急会議の開催
- (オ) いじめの情報の迅速な共有
- (カ) 効果的な対策の検討と全職員への周知・共通理解
- (キ) 委員の役割分担と家庭・北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム（以下「道支援チーム」）との適切な連携
- (ク) 関係のある生徒及びその保護者への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定
- (ケ) 年間の取組及び取組内容等の見直しのための「取組評価アンケート」（８月及び１月）の実施とアンケート結果に基づく校内研修会の開催

ウ 委員会の働き



(2) 日常の指導体制

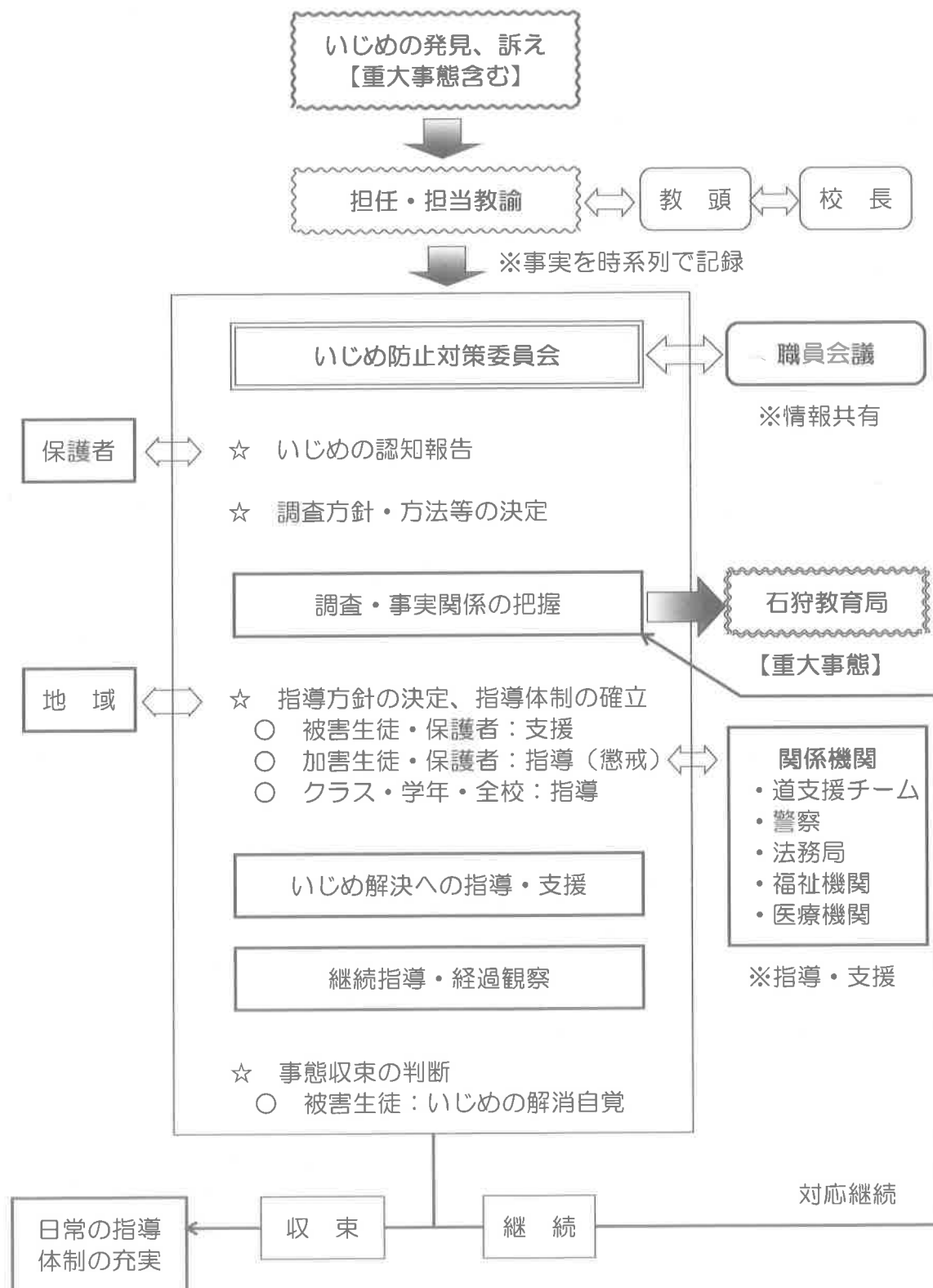
(対応のフロー図)



(対応のポイント)

- ① 学校の対応組織づくり
 - いじめ防止対策委員会の設置等
 - 学校・家庭・地域の連携
- ② いじめの早期発見
 - 定期的ないじめアンケート調査
 - 定期的な教育相談
 - 生徒の発するサイン
- ③ 対応の検討
 - 対応の検討と役割分担・調整
 - 対応への全職員の意思統一
 - 関係機関等との連携・調整
- ④ 情報と認識の共有化
 - 正確な情報の収集と分析
 - 情報の共有化
 - 現状認識の共有化
- ⑤ 個別の対応
 - いじめられる生徒と保護者への対応
 - いじめる生徒と保護者への対応
- ⑥ 周囲の生徒・保護者等への対応
 - 学級や周囲の生徒への対応
 - 学級等の生徒の保護者への対応
 - PTA役員との連携・協力
 - 地域との連携・協力
 - 相談機関等との連絡・調整
 - 警察・病院等への連絡・調整
 - 報道機関への適切な対応
- ⑦ 事後指導
 - 関係者・機関等への適切な報告
 - 長期間の継続観察と指導
- ⑧ 体制の強化
 - 総合的な取組体制の強化

(3) 緊急時の体制



(4) いじめの防止

いじめ根絶のためには、いじめが起きてから対応するのではなく、いじめそのものが起きない学校をつくることが重要である。そのためには、本校の教育活動全体を通じて、生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、生徒が主体的にいじめ根絶のために取り組む活動を充実させていく必要がある。

ア 教育活動における取組

(ア) 教育相談体制の充実

- a 生徒と教員の信頼関係づくり
- b 気軽に相談できる雰囲気づくり
- c 訪問しやすい相談室等の環境づくり
- d 担任、教科担任、養護教諭、部活動顧問との連携
- e 校内外研修会を活用した相談活動及び相談技術の充実
- f 生徒の支援についてのスクールカウンセラーとの連携
- g 事例研修、理論研修などを通じた教職員一人一人の資質の向上

(イ) 教員と学級経営

- a 生徒と担任の好ましい人間関係と信頼関係の構築
- b 生徒が自分の居場所を実感できる学級づくり
- c どの生徒にも公平及び平等に接する姿勢
- d 学級の団結力を高める行事等への取組の重視
- e 学業指導の充実（授業規律、授業改善、公開授業の実施）

(ウ) 生徒を生かす教育活動

- a 授業における個人学習、グループ学習など学習形態の工夫
- b 生命、命の大切さを学ぶ機会の充実
- c ロールプレイ、エンカウンター等を活用した社会性の育成
- d 自然・勤労生産・交流体験活動の充実
- e 「情報モラル」を身に付けさせる指導の充実

イ 生徒会活動及び部活動における取組

(ア) 生徒会活動

- a 自らの力で問題を解決していく実践力の育成
- b 生徒から生徒への「いじめ防止」の呼びかけ
- c 標語や宣誓文、ポスターなどの作成によるいじめをなくす取組の推進
- d 生徒会行事に生徒が参加しているという自覚と責任ある行動の育成

(イ) 部活動

- a 集団づくりと主体的な活動の実践
- b 人間形成の場としての活動の位置付け
- c 保護者や担任との連携を密にした相談体制づくり
- d 活動中及びその前後における生徒の様子を把握する工夫

(ウ) 保護者及び地域との連携

- a 本校の指導方針を示し、保護者の理解を得る工夫
- b P T A 研修会等を利用したいじめ防止に向けた話題の提供
- c 個別懇談や家庭訪問等を利用した生徒の様子についての情報提供
- d 生徒の校外生活の様子についての情報交換
- e 地域が主催する諸行事への積極的な参加

6 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、生徒の不安や悩みを急速に受け止め、安心させることができるとともに、事態が軽微なうちに問題解決に向け、適切かつ迅速に対応することができる点で重要である。

そのために、日ごろから教職員は生徒との触れ合いの時間を多くし、信頼関係を築くとともに、定期的ないじめアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える必要がある。

(1) 教職員と生徒との信頼関係の構築

生徒の発する言動等の変化を、いち早く把握することが、いじめの早期発見で重要となる。教職員は、生徒との触れ合いを大切にし、生徒が心を開く関係を築くとともに、「いじめのサインチェックリスト」（別紙１）をもとに日常的な観察を行い、生徒が発するサインを見逃さないようにする必要がある。

生徒のサインを発見したら、直接、その生徒から話を聞くなどして、慎重に事実確認を行うとともに、迅速に対応することが大切である。

(2) 定期的ないじめアンケート調査

いじめがどの程度起きているかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を行うために全校的な「いじめアンケート調査」を実施する。

アンケートは、５月と１０月の年２回とし記名式で実施する。アンケートの項目は、別紙２のとおりとし、担任（副担任）がクラスの集計を行う。その結果から生徒指導部担当者は、全学年の集計を行い、いじめ防止対策委員会に報告する。

いじめ防止対策委員会は、全学年の集計結果を教職員に報告するとともに、いじめ防止のための取組を行う。

(3) 教育相談の実施

教職員による定期的な教育相談を実施する。実施時期は、「いじめアンケート調査」の結果集約後の年２回とする。まず、担任（副担任）による教育相談を行う。いじめ問題に悩む生徒がいた場合、教育相談部担当者がコーディネーターとしてさらに相談を行い、相談結果をいじめ防止対策委員会に報告する。コーディネーターは、スクールカウンセラーなど専門の相談員との連絡・調整の窓口となる。

(4) 情報の共有

いじめへの対応は、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ防止対策委員会で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、平素から対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図ることが大切である。

教育相談や生徒からの聞き取りなどにより得られたいじめの情報は、直ちに教頭、校長に報告する。

校長は、状況に応じていじめ防止対策委員会を招集するなどして、正確な情報の収集を行うとともに、情報を整理し全職員に伝え、情報の共有化を図る。

職員会議等を通して、現状について全職員が共通の認識を持つ。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、当該生徒の進級・進学や転学の祭の引継については、いじめ防止対策委員会と学年及び担任との連携を十分に図る。

7 いじめへの対応

(1) 初期段階の事実確認

ア 「何があったのか。なぜ、起きたのか。」を明確にする。

イ 生徒の心に配慮し、じっくりと丁寧に聞き取り、真意を明確にする。

ウ 周囲の生徒、保護者等からも情報を収集し、聞き取り内容の整合性を図る。

(2) 事実確認の留意点

- ア 聞き取りにおいては共感的な姿勢を基本とする。
- イ 該当する生徒が複数の場合は、複数の教員で同時に事実確認を行う。

(3) 校内の指導・協力体制の確立・充実

- ア 事実確認の情報をもとに、学校として組織的な対応をする。
- イ 対応の方針や役割分担を共通理解する。

(4) 生徒への対応

ア いじめられる生徒

- (ア) 生徒が安心して相談できる場を設定する。
- (イ) 生徒と信頼関係ができている教員が中心となって対応する。
- (ウ) 生徒の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- (エ) いじめ解決に向けた決意を伝え、生徒を徹底して守る姿勢を示す。
- (オ) スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。

イ いじめる生徒

- (ア) 生徒が落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を確保する。
- (イ) 自らの言動が相手を傷つけていることに気付かせ、反省を促す。
- (ウ) 相手の人格や人権を尊重することの大切さを気付かせる。
- (エ) 自ら相手に謝罪する場を設定し、人間関係の修復に努める。
- (オ) 所属意識や自己有用感が高まるよう校内外の行動方法について指導する。
- (カ) 教育上必要がある場合は懲戒を加える。

ウ 周囲の生徒

- (ア) 周囲の生徒から見た正確な情報の収集を行う。
- (イ) はやし立てたり見て見ぬ振りの行為は、いじめと同じことを理解させる。
- (ウ) 「いじめは決して許されない」ことを、毅然とした姿勢で指導する。
- (エ) いじめられる生徒を、集団として支える体制づくりを進める。
- (オ) 再発防止の観点から、状況に応じて学年集会や全校集会を行う。

(5) 保護者への対応

ア いじめられる生徒の保護者

- (ア) 家庭訪問を行い、誠意を持って生徒の状況を正確に伝え、家庭での協力をお願いする。
- (イ) いじめる生徒や周囲の生徒にどんな指導をしたかを伝え、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える。
- (ウ) 情報の正確な連絡と、指導についての経過報告を行う。
- (エ) 生徒や保護者の意向を尊重し、最終的に相手側と話し合う場を設定する。
- (オ) いじめが収まって、定期的に学校生活の様子を保護者に伝える。

イ いじめる生徒の保護者

- (ア) 家庭訪問又は来校してもらい、直接いじめの事実を正確に伝える。
- (イ) 教員側が一方向的に話すことのないよう配慮し、いじめられる生徒の苦しみや辛さを理解してもらう。
- (ウ) いじめに至った要因や背景について親子で話し合ってもらうようにする。
- (エ) 生徒とともに保護者が問題解決していけるように働きかける。
- (オ) 相手側に対して誠意ある態度や行動を示すよう働きかける。

ウ 周囲の生徒の保護者

- (ア) 事実に基づく適切な情報提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。
- (イ) 関係する生徒や保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ解決に向けて、話し合ってもらようようお願いする。
- (ウ) 状況に応じて緊急の保護者会を開くなどして、保護者全体への対応を行う。
- (エ) 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

(6) 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な場合、更なる事態の悪化を防ぐために各関係機関と連携していくことが重要である。

ア 石狩教育局との連携

- (ア) 事実関係を迅速に報告し、関係生徒への支援及び指導、保護者への対応について協議する。
- (イ) 他の関係機関と連携する際、必要に応じて協議する。

イ 警察との連携

- (ア) いじめがエスカレートし、心身や財産に重大な被害が疑われる場合。
- (イ) 犯罪の可能性が予測される場合。

ウ 医療機関との連携

- (ア) いじめ発生後、長期間にわたり登校できなくなっている場合。
- (イ) 極度の精神的ダメージを受けた場合。

エ その他の機関との連携

- (ア) 生徒や保護者への支援が必要と判断した場合。

(7) 校長による懲戒

校長は、本校に在籍する生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があることを認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えるものとする。

8 インターネットによるいじめへの対応

(1) ネットいじめの定義

スマートフォンやパソコンなど各種メディア機能を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに特定の生徒の悪口や誹謗・中傷、個人情報を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うことである。

(2) ネットいじめの態様

ア SNS使用によるいじめ

- (ア) 掲示板・ブログ・プロフィールへの誹謗・中傷の書き込みや仲間外し
- (イ) 掲示板・ブログ・プロフィールへ個人情報を無断で掲載
- (ウ) 特定の生徒になりすましてインターネット上での活動
- (エ) 複数のSNSや投稿サイトのリンクによる情報の公開

イ メールでのいじめ

- (ア) 特定の生徒に対しての誹謗・中傷や仲間外し
- (イ) 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信
- (ウ) 「なりすましメール」での誹謗・中傷

ウ 画像や動画を用いたいじめ

- (ア) いじめの様子を撮影した画像や動画の投稿
- (イ) 画像や動画の無断掲載

(3) ネットいじめの防止

ア 情報モラル教育の充実

- (ア) 教科「情報」における情報モラル教育の充実

イ 指導のための校内体制の充実

- (ア) 外部専門講師を招へいした情報モラルに関する教員の指導力向上研修の実施
- (イ) ネットパトロールに関わる石狩教育局主催の研修会への積極的参加
- (ウ) 教員による学校裏サイトやプロフィールサイトやブログ等のネットパトロールの実施

ウ 生徒への啓発活動

- (ア) 外部講師を招へいしたネットいじめに関わる講演会の実施

エ 生徒会と教員の協力体制

- (ア) 問題となる書き込みや嫌がらせを受けた生徒が気楽に報告・相談できる場所の設定（相談目安箱の設置）

オ 保護者への啓発活動

- (ア) 家庭での携帯電話利用に関するルールづくり、フィルタリングの設定
- (イ) 家庭でのパソコンの管理徹底
- (ウ) 本校における携帯電話等の使用指導方針の提示

(4) ネットいじめへの対処

ア 被害生徒への対処

- (ア) 誹謗・中傷等、書き込み内容等の事実の確認と保存を指示する。
- (イ) きめ細やかなケアを行い、いじめられる生徒を守り通すことが重要である。

イ 加害生徒への対処

- (ア) 起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切に対処する。
- (イ) 十分な配慮のもとで、粘り強い指導をする必要がある。

ウ 関係している学年及び全校生徒への対処

- (ア) 個人情報保護など十分な配慮のもとで、学年集会及び全校集会において生徒への指導を行う。

エ 保護者への対処

- (ア) 迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対処する。

オ 書き込みのサイトへの削除依頼

- (ア) サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。
- (イ) 削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

カ 法務局・警察との連携

- (ア) 削除依頼をしても削除されない場合、法務局や警察に相談し、対処法を検討する。

9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(例) (ア) 生徒が自殺を企図した場合

(イ) 精神性の疾患を発症した場合

(ウ) 身体に重大な障がいを負った場合

(エ) 高額の金品を奪い取られた場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(例) (ア) 不登校の定義を踏まえ年間の欠席が30日程度以上の場合

(イ) 一定期間連続して欠席しているような場合

(2) 重大事態時の学校の対応

ア 重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに石狩教育局へ報告する。

イ いじめ防止対策委員会は、事実関係を明確にするため石狩教育局と連携し、速やかにかつ適切な方法により調査を行う。この際、いじめられる生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

ウ いじめられる生徒からの聞き取りが可能な場合、十分な聞き取りを行うとともに他の生徒や教員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

エ いじめられる生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに、迅速に当該保護者に今後の調査方法を説明し、調査に着手する。

オ 調査による事実関係の確認のもと、いじめる生徒への指導を行う。

カ 調査結果について、いじめられる生徒やその保護者に説明をする。

キ 調査結果を石狩教育局に報告する。

ク いじめ防止対策委員会は、調査結果を踏まえ、石狩教育局と連携し必要な措置を行う。

附 則

1 この「いじめ防止基本方針」は、平成26年4月1日から施行する。

令和 4年4月1日一部改正

2 「取組評価アンケート」の結果から、「いじめ防止基本方針」の内容等に改正が必要な場合は、いじめ対策防止委員会で原案を作成し、職員会議で審議し決定する。

別紙 1

いじめのサインチェックリスト（学級担任等）

〔 年 組 〕 〔 月 日～ 月 日 〕 記入者〔 〕

場 面	チ ャ ッ ク 項 目	該 当 生 徒 名
登 校 時	1 登校時間が遅れがちである。	
	2 表情が暗く、挨拶の声が小さい。	
	3 制服が汚れていたり破れたりしている。	
健康	4 欠席が続いている。	
	5 腹痛や頭痛が続いている。	
観 察	6 話しかけても目を合わせない。	
	7 おどおどした様子が見られる。	
授 業 中	8 発表で笑われたり、からかわれたりしている。	
	9 班やグループになるとき孤立している。	
	10 提出物や学習用具を忘れて忘れる。	
	11 教科書やノートに落書きが多く見られる。	
休 み 時 間	12 笑顔が少なく、表情が暗い。	
	13 呼び捨てやあだ名で呼ばれていることが多い。	
	14 職員室や保健室に出入りすることが多い。	
	15 人目の付かない場所にいくことが多い。	
部 活	16 休みがちで、参加意欲の低下が見られる。	
	17 準備や後片付けを押しつけられることが多い。	
下 校	18 下校時刻になっても学校に残ろうとする。	
	19 一人で帰ることが多い。	
そ の 他	20 作品掲示物や机に落書きや破損が見られる。	
	21 上靴など物がなくなることがある。	
	22 欠席の日に翌日の授業について知らせてくれる友達が少ない。	
	23 ホームルーム日誌に嫌なことをよく書かれる。	
	24 成績や学習意欲の急激な低下が見られる。	
○ これまでの経緯や今後の方針		

別紙2 いじめアンケート

① あなたは、今年の4月から今日まで、②のア～クのようなことをされて嫌な思いをしたことがありますか。
ア ある イ ない

② ①で「ア ある」と答えた人に聞きます。
どんなことをされましたか。ア～クの中から全部選び、○を付けてください。また、クを選んだ人は（ ）にどんなことをされたか、具体的に書いてください。
ア 冷やかしかからかい、悪口をいわれる
イ 仲間はずれや無視をされる
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする
エ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
オ お金や持ち物をかくされたり、いたずらされたりする
カ 恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする
キ メールや無料通話アプリ（SNS等）で悪口を書かれたり、仲間はずれにされたりする
ク その他（ ）

③ ①で「ア ある」と答えた人に聞きます。
あなたは、② のことで、今も嫌な思いをしていますか。
ア している イ していない

④ あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。ア～ケの中から全部選び、○を付けてください。また、ケを選んだ人は（ ）に相談する人を具体的に書いてください。
ア 学校の先生 イ スクールカウンセラー ウ 友人 エ 父や母
オ 兄弟姉妹 カ 電話相談 キ メールやSNSの相談窓口
ク だれにも相談しない ケ その他（ ）

⑤ あなたは、今年の4月から今日まで、友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたことがありますか。
ア ある イ ない

⑥ 学校から「子ども相談支援センター電話相談紹介カード」が配られていますが、そのカードを知っていますか。
ア 知っている イ 知らない

⑦ あなたは、②に書かれていることを含め、苦しんだり、悩んだりして心が傷つく「いじめ」はどんな理由があっても許されないことだと思いますか。
ア そう思う イ そう思わない ウ よくわからない

自由記載欄 他に何か相談したいことがあれば、自由に書いてください。

